

ナチュラルオカレンスに該当すると判断された鳥インフルエンザウイルス株
について

平成 26 年 6 月 16 日
厚 生 労 働 省
健康局結核感染症課
医薬食品局審査管理課

- 1 カルタヘナ法施行規則第 2 条第 2 号では、自然条件での核酸の交換を起こすことが知られているウイルスについては、カルタヘナ法上のナチュラルオカレンスとして、その対象とする技術から除外する旨を規定しているところです。
- 2 既に 15 種類のインフルエンザウイルス株をカルタヘナ法上のナチュラルオカレンスに該当するものとして取り扱う旨の判断が示されているところですが、今回、新たに 1 種類のインフルエンザウイルス株について国立感染症研究所組換え DNA 実験安全委員会等の専門家の意見を踏まえ検討を行いました。
- 3 その結果、下記に掲げるインフルエンザウイルス株についてカルタヘナ法上のナチュラルオカレンスに該当するものとして取り扱うことと判断します。

記

- ・ A/Anhui/1/2005 (H5N1) (IBCDC-RG6)